

埴町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

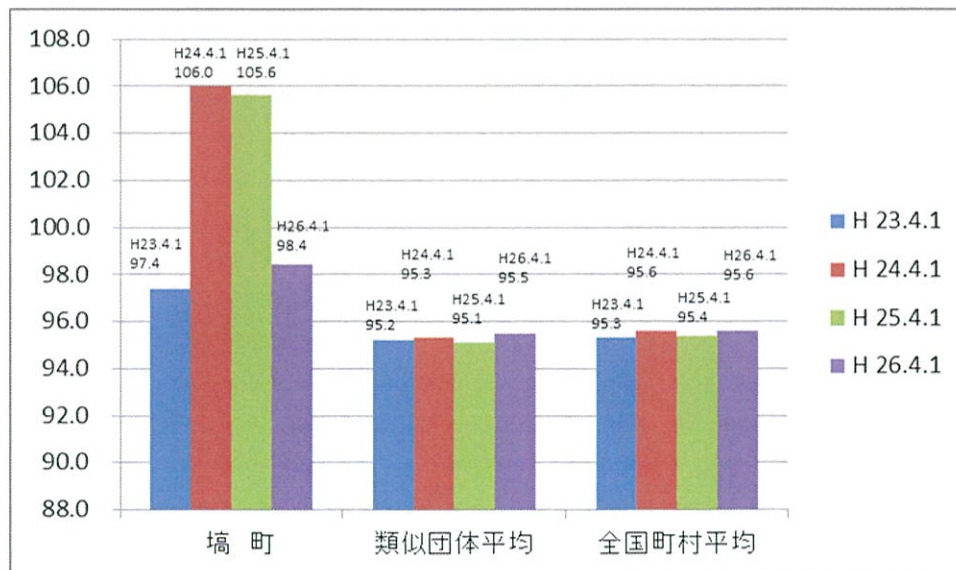
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 9, 6 0 1	千円 5,742,684	千円 165,357	千円 873,077	% 15.2	% 14.95

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 96	千円 350,579	千円 51,741	千円 129,571	千円 531,891	千円 5,598	千円 5,528

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による

給与減額措置がないとした場合の値である。

- ※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

埴町では人事委員会を置いていない為、改定状況について公表できない。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、県人事委員会勧告に準拠した見直しを行い、平均1%引下げ。高齢層を中心に最大3%程度引き下げ、若年層は引き上げた。激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

③ その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
埴町	42.4歳	322,000 円	370,636 円	350,295 円
福島県	42.9歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.5歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分	埴町	福島県	国	
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	262,500 円	321,000 円	在職者無	419,100 円
	高校卒	在職者無	314,500 円	364,300 円	381,650 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	13人	15.8%	137,900 円	247,900 円
2級	主任主事	8人	9.8%	188,900 円	313,700 円
3級	主査	23人	28.0%	226,700 円	361,500 円
4級	主任主査、係長	18人	22.0%	266,400 円	396,000 円

5級	課長補佐	人 10	% 12.2	円 294,300	円 410,900
6級	課長	人 10	% 12.2	円 326,200	円 438,400

(注) 1 ○○市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の1年間の勤務成績について、勤務成績が良好である職員の号給数を4号(55歳を超える職員は2号)とすることを標準とし昇給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

埴町	福島県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,395千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,639千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 制度上の段階・職務の等級による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 制度上の段階・職務の等級による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 制度上の段階・職務の等級による加算措置 役職加算 5%~15% 管理職加算 15%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当は、6月1日、12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の勤務実績に応じて支給する。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

端 町		国	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	21.62月分 27.025月分	勤続20年	21.62月分 27.025月分
勤続25年	30.82月分 36.57月分	勤続25年	30.82月分 36.57月分
勤続35年	43.70月分 52.44月分	勤続35年	43.70月分 52.44月分
最高限度額	52.44月分 52.44月分	最高限度額	52.44月分 52.44月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置 2~20%加算		定年前早期退職特例措置 2~45%加算	
(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額			
22,776千円 25,121千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
行旅死亡人等 取扱いに従事 した職員の特 殊勤務手当	右記作業に従事し た職員	行旅死亡人を処 理したとき	千円 0	勤務した1回につき 5,000円
防疫作業に従 事した職員の 特殊勤務手当	右記作業に従事し た職員	感染症等防疫作 業に従事した場 合	千円 0	勤務した1日につき 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	18,678千円
職員1人当たり平均支給額(25年度決算)	306千円
支給実績（24年度決算）	17,616千円
職員1人当たり平均支給額(24年度決算)	367千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度実績)	支給職員1人 当たり平均支給 年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円等	同 じ	—	13,201千円	231,605円
住居手当	借家等に居住している職員 (月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る) (支給額) 借家等:(家賃-20,500円) ×1/2 + 11,000円 上限27,000円	一部 異なる	月額12,000円 を超える家賃を 支払っている	2,409千円	240,960円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、 又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員に 支給(支給額) 交通用具使用:通勤距離に応じた額(上限58,000円)	同 じ	—	3,698千円	60,626円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する 職にある職員に支給 (支給額) 職に応じ定額で支給	同 じ	—	14,669千円	350,486円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額	同 じ	—	—千円	円

5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	780,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 363,200円	
	副町長	624,000	円	670,100円 / 365,000円	
報 酬	議 長	272,000	円	364,000円 / 220,000円	
	副 議 長	206,000	円	285,000円 / 168,100円	
	議 員	188,000	円	263,000円 / 135,800円	

期末手当	町 長 副 町 長	(25年度支給割合) 2.90 月分
	議 副 議 長 副 議 員	(25年度支給割合) 2.90 月分
退職手当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給年月額×在職月数×支給率(48/100) 17,971,200円 任期ごと 給年月額×在職月数×支給率(29/100) 8,686,080円 任期ごと
	備 考	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

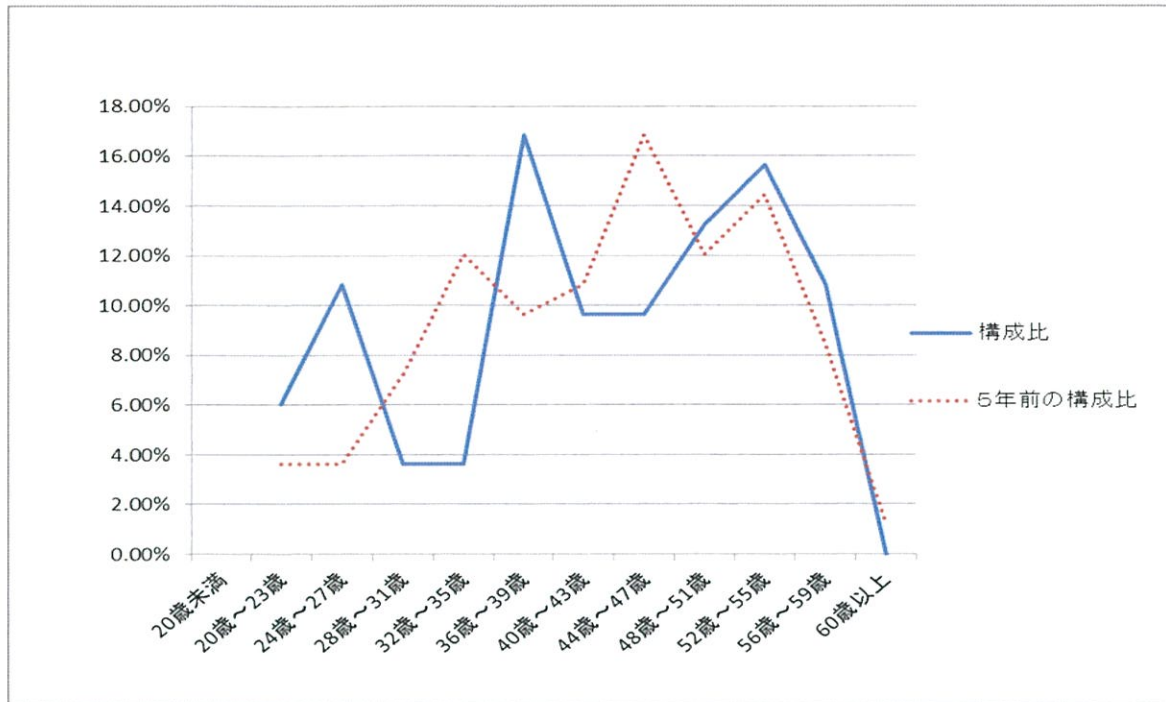
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成 25 年	平成 26 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1	
		議 務	29	29		
		税 務	7	7		
		民 生	7	8		
		衛 生	6	6		
農 林 水 産		5	5			
商 工		3	3			
土 木	10	9	-1			
	計	68	68			
	教 育 部 門	28	28			
	消 防 部 門					
	小 計	96	96			
公 営 会 計 企 業 部 門	水 道	5	5			
	下 水 道	3	3			
	そ の 他	8	8			
	小 計	16	16			
合 計		112	112			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	9人	3人	3人	14人	8人	8人	11人	13人	9人	0人	83人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	73	69	67	66	68	68	(%)
教育	26	24	26	28	28	28	(%)
消防							(%)
普通会計計	99	93	93	94	96	96	(%)
公営企業等会計計	16	17	17	17	17	16	(%)
総合計	115	110	110	111	112	112	(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 216,921	千円 11,496	千円 10,593	% 4.8	% 7.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	参考市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 5	千円 19,818	千円 1,441	千円 6,853	千円 28,112	千円 5,622	千円 6,084

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
埴 町	42.6 歳	311,399 円	円
工業用水道事業 (福島県)	49.4 歳	381,425 円	585,100 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埴 町	福島県（工業用水道事業）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,371 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,744千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 ()月分 ()月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 制度上の段階・職務の等級による加算措置 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 制度上の段階・職務の等級による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

埴 町			福島県（工業用水道事業）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～20%加算			定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 ）		
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	2 3 4 千円
職員1人当たり平均支給額（25年度決算）	7 8 千円
支給実績（24年度決算）	3 6 9 千円
職員1人当たり平均支給額（24年度決算）	1 2 3 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。